

# 世界一わかりやすい！ インボイス制度・基礎講座



**Great Sebastian School**



# 1. インボイス制度 基礎講座 インボイスって？

## (1) インボイスって？

まず「インボイス」とは「適格請求書」のことです。要は「請求書」です。

※請求書以外もありますが、ここではわかりやすく定義します。

それでは「適格」の意味はご存じでしょうか？

「適格」とは「法律などで定められた資格にかなっていること」という意味で、  
**インボイスは、「法律などで定められた請求書」ということになります。**

## (2) インボイス制度って？

インボイスが「法律に即した請求書」であるなら、「法律」があります。その法律の総称が「インボイス制度」です。

対象税目は「消費税」の分野になります。正式名称は「適格請求書等保存方式」という法律です。

つまり「インボイス制度」とは「法律に即した請求書を保存するルール」という意味です。

### (3) どんな事業者が対象になる？

結論から言います。「**ほぼ全ての事業者**」が対象です。しいて言うなら、販売先が一般消費者のみで完全に完結している場合は登録をする必要はないので大丈夫です。



「売り手」の視点では「インボイスを発行」します。

「買い手」の視点では、「買い手」から「インボイスを発行」してもらいます。

**取引先がインボイス登録をしていなければ「仕入税額控除」ができず、納税するお金が増加する可能性があります。※仕入税額控除は後述。**

### (1) 消費税の原則

#### ■大原則：考え方

消費税は、国内において事業者が事業として「対価を得て行われる取引」に課税されるものです。この「対価を得て」ということがポイントです。

「対価を得る」とは、簡単にいうと「ギブ&テイク」になっている取引です。

例えば、コンビニでお金を払って、その代わりに「物」をもらうという流れです。なお、対価はお金だけでなく、物々交換などの金銭を伴わない取引も対象になります。



## (4) インボイス登録のデメリット

「それなら、早めに登録しなければ！」  
となりますが、**インボイス登録をするということは「課税事業者になる」**ことです。

つまり「消費税の支払い義務」が生じるということになります。

わかりやすく言えば、**今までの支払わなくて良かった支出が大きく増加するという  
ことです。**消費税の支払金額は数万円ではありません。数十万円が増加します。

事業者からすれば、「今まで払わなくて良かったお金を数十万単位以上で払わない  
といけないかもしれない」ということです。

「消費税支払いが義務になるので、インボイス登録をおすすめします」という単純  
な話で判断はできません。



逆に、贈与や寄付金などは、**一方通行の取引であり対価性がないので対象にならないというイメージ**です。試供品や見本品の提供も、同様に対象になりません。

一概に全てに当てはまるわけではありませんが、上記の前提基準で考えると、「消費税」の対象か、そうでないか？の判断材料になります。

### ■ どんな種類の税金？

消費税は、わかりやすく言うと、**税金を負担する人が直接国や県、市町村に収める税金ではなく、販売した事業者を通じて、収める「間接税」**です。



## (2) 免税事業者とは

● **免税事業者は、わかりやすく言うと、以下の要件を満たせば、消費税の納税を免除される事業者**です。

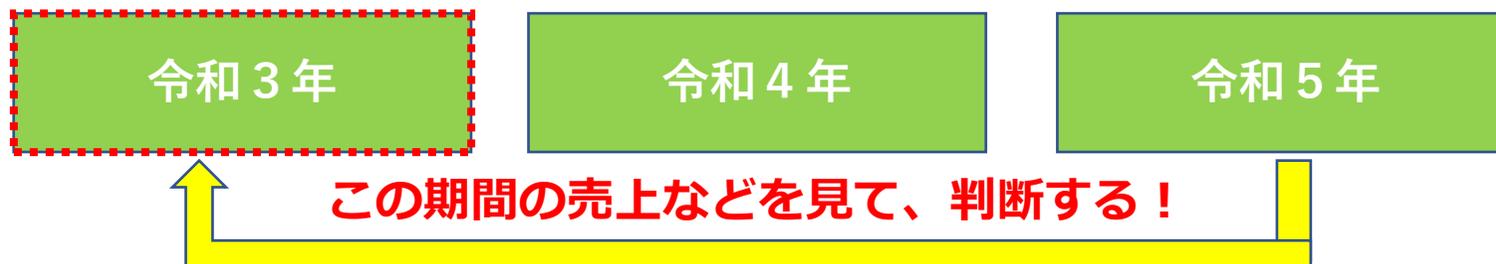
- ・ 前前年の事業年度の課税売上高が1,000万円以下
- ・ 前前年度の開始以後6ヶ月の課税売上高や給与等支払額が1,000万円以下
- ・ 設立から2年以内の法人で、資本金の額、また出資の金額が1,000万円未満



## ■用語説明

### ・前前年の事業年度

要は2年前です。個人なら、1月～12月。法人なら、例えば9月に事業開始の場合は、9月～8月までの1年間を指します。



**免税事業者の、この期間の「売上」とは、「消費税込みの売上」を表します。**

免税事業者の状態では、消費税も売上の一部として考えるためです。

## ■基準期間の計算方法

- ①課税事業者であった場合は税抜き
- ②免税事業者であった場合は税込み

## ・ 課税売上高

売上には「消費税の対象となる売上」と「消費税の対象にならない売上」があります。さらに「消費税の対象にならない売上」には「免税取引」「非課税取引」「不課税取引」があります。

## ・ 給与等支払額

**給与種類の総称**です。所得税の課税対象とされる従業員へ支払った給与、残業代、諸手当、賞与や役員報酬、所得税の課税対象となる現物給付などが該当します。未払給与や通勤手当、旅費は対象外です。



これらの名前の違いについて、覚えるよりも、具体的にどのようなものかを見た方が早いので次のページにまとめます。

## ■消費税がかからない取引

免税取引	<ul style="list-style-type: none"><li>・日本から海外への輸出売上</li><li>・輸出物品販売場での売上</li><li>・海外の居住者・法人へのサービス提供（国内での飲食・宿泊等を除く）</li></ul>
非課税取引	<ul style="list-style-type: none"><li>・土地の売却・物品切手（商品券、プリペイドカード等）の売上</li><li>・有価証券の売却</li><li>・利息の受取</li><li>・診療報酬（社会保険分）</li><li>・居住用家屋の賃貸料・礼金・更新料収入（賃貸期間1ヶ月以上）</li></ul>
不課税取引	<ul style="list-style-type: none"><li>・海外で行った公演の売上・配当金の受取・保険金の受取</li><li>・損害賠償金の受取</li><li>・寄付金、お祝金、香典等の受取</li><li>・税金の還付金</li><li>・補助金、助成金の受取 債務免除益</li><li>・敷金、保証金の受取（返却分）</li><li>・借入金の入金</li></ul>

**「消費税の性質になじまない」や「社会政策的な配慮に基づく」などが理由です。**

## ■消費税の分類 勘定科目別 1

勘定科目	取引内容	課税 免税・非課税・不課税
仕入高	一般的な商品・製品仕入	課税
	不動産業者等の土地の仕入	非課税
	輸入時の関税	不課税
人件費	給与・賞与	不課税
	退職金	不課税
	通勤手当	課税
	現物給付	課税
福利厚生費	社会保険料	非課税
	従業員の慰安旅行代金 (国内)	課税
	従業員の慰安旅行代金 (海外)	免税

## ■ 消費税の分類 勘定科目別 2

勘定科目	取引内容	課税 免税・非課税・不課税
旅費交通費	交通費・宿泊費(国内)	課税
	交通費・宿泊費(海外)	免税
	日当(国内)	課税
	日当(海外)	免税
保険料	生命保険料	非課税
通信費	電話・郵便料金(国内)	課税
	国際郵便・国際電話	免税
水道光熱費	水道料金	課税
	電気料金	課税
	ガス料金	課税
寄付金	寄付金	不課税

## ■消費税の分類 勘定科目別 3

勘定科目	取引内容	課税 免税・非課税・不課税
交際費	飲食費	課税
	見舞金、香典(現金)	不課税
	祝い品	課税
会費	一般的な会費	不課税
	対価性が明らかな会費	課税
支払手数料	士業報酬・謝金	課税
	銀行振込手数料	課税
	クレジット手数料	非課税
賃借料	地代(期間1カ月以上)	非課税
	家賃(住宅)	非課税
	家賃(事務所)	課税
	リース料	課税
減価償却費	減価償却費	不課税

※「課税」か「課税でないか」の判断基準の一例としてご活用ください！

### 3. インボイス制度 基礎講座 仕入税額控除って？

#### (1) 課税仕入れって？

「課税仕入れ」は、さきほど説明した「課税売上高」から差し引いていい「仕入れ」の**こと**です。「課税売上高」は、顧客から「預かった消費税」なので納税義務があります。

「課税仕入れ」は、取引先に「先に支払っている消費税」なので、差し引く**必要**があります。取引先に支払った消費税は、取引先が納税しますので、差し引かなければ、**2重課税**になります。

#### (2) 仕入税額控除って？

「仕入税額控除」とは以下の「計算ルール」のことです。

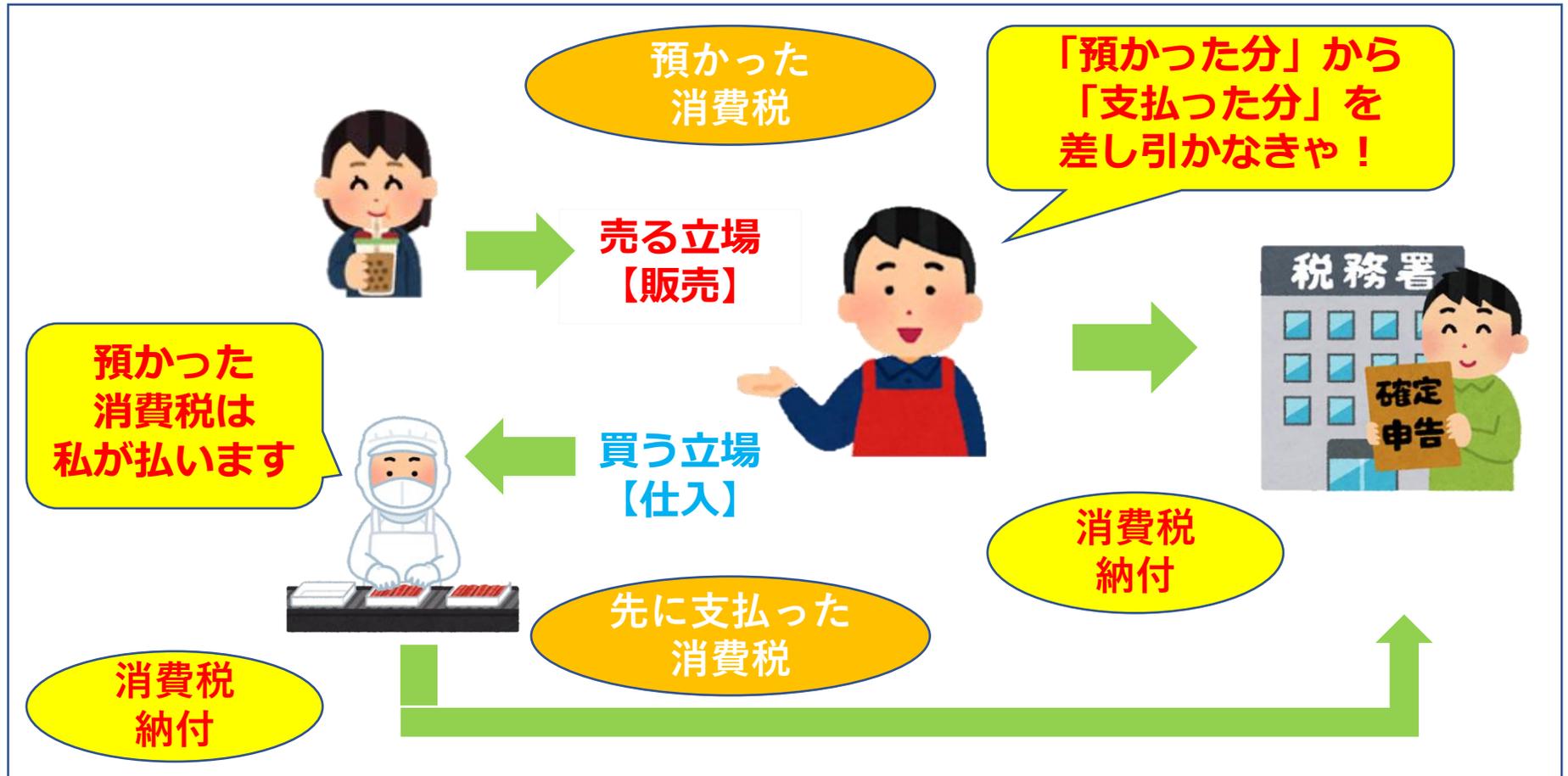
■ **課税売上高×税率－課税仕入れ×税率＝消費税の納税額**

※ **課税売上高や課税仕入れは、100/110をかけ、税抜き金額にします。**

※ **軽減税率対象の場合は、100/108をかけます。**

具体的な「課税仕入れにならない科目」等は、さきほど説明した「課税売上にならない科目と同様」ですので、表を参考にしてください。

あくまで節税という観点のみで見れば、「課税売上」については「免税・不課税・非課税」が有利であり、「課税仕入れ」については「免税・不課税・非課税」が不利になります。



### (3) インボイス制度との関係は？

それでは、「インボイス制度」とどうかかわってくるのでしょうか？  
事業者が「買い手」である立場である場合、**取引先である「売り手」が「インボイス登録をしていない場合」、「仕入税額控除」ができないんです！**

わかりやすくいうと、「インボイス未登録者からの取引」は下の式の「課税仕入れとして認めない」という意味です。

■ **課税売上高×税率 - 課税仕入れ×税率 = 消費税の納税額**

※課税売上高や課税仕入れは、100/110をかけ、税抜き金額にします。

※軽減税率対象の場合は、100/108をかけます。

ここで簡単な質問です。取引先が「インボイス登録」していないと、「売り手」の納税額は増えますか？減りますか？

**答えはもちろん「増える」んです！**

この理由から、インボイス登録をしていない場合、取引事業者の納税額が増加する可能性があるため、インボイス登録すべきかの要否が求められることとなります。

## ■補足：インボイス未登録事業者からの課税仕入れ

免税事業者やインボイス未登録事業者からの課税仕入れについては、**一定割合を仕入税額とみなして控除できる「経過措置」**があります。



### (1) 本則課税

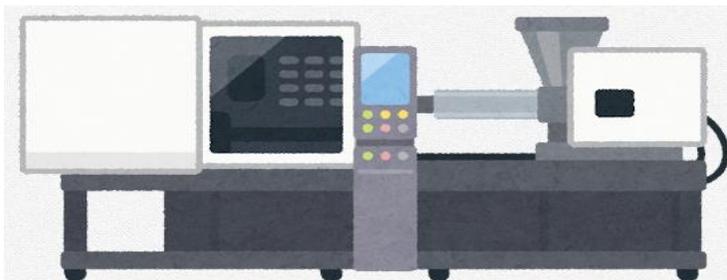
「本則課税」は、消費税本来の原則的な計算方法になります。

■ **課税売上高×税率(売上に係る消費税)－課税仕入×税率(仕入に係る消費税)**  
**= 納税額**

※課税売上高や課税仕入は、**100/110**をかけ、**税抜き金額**にします。

※軽減税率対象の場合は、**100/108**をかけます。

「課税仕入れ」が大きく生じる可能性がある年度については、**本則課税を選択したほうが有利な場合があります**。具体的には次年度に大型の設備投資が決定している場合などです。1,000万円の投資の場合、100万円が「課税仕入」になりますので、差し引く金額が大きくなるため、納税額が減少することがわかります。



**機械代1,000万  
だから、消費税を  
100万ひける  
本則にしなきゃ！**

この「本則課税」の計算方式では「課税仕入」が「課税売上」を超える場合もあります。**その場合は「還付金」が戻ってきます。**

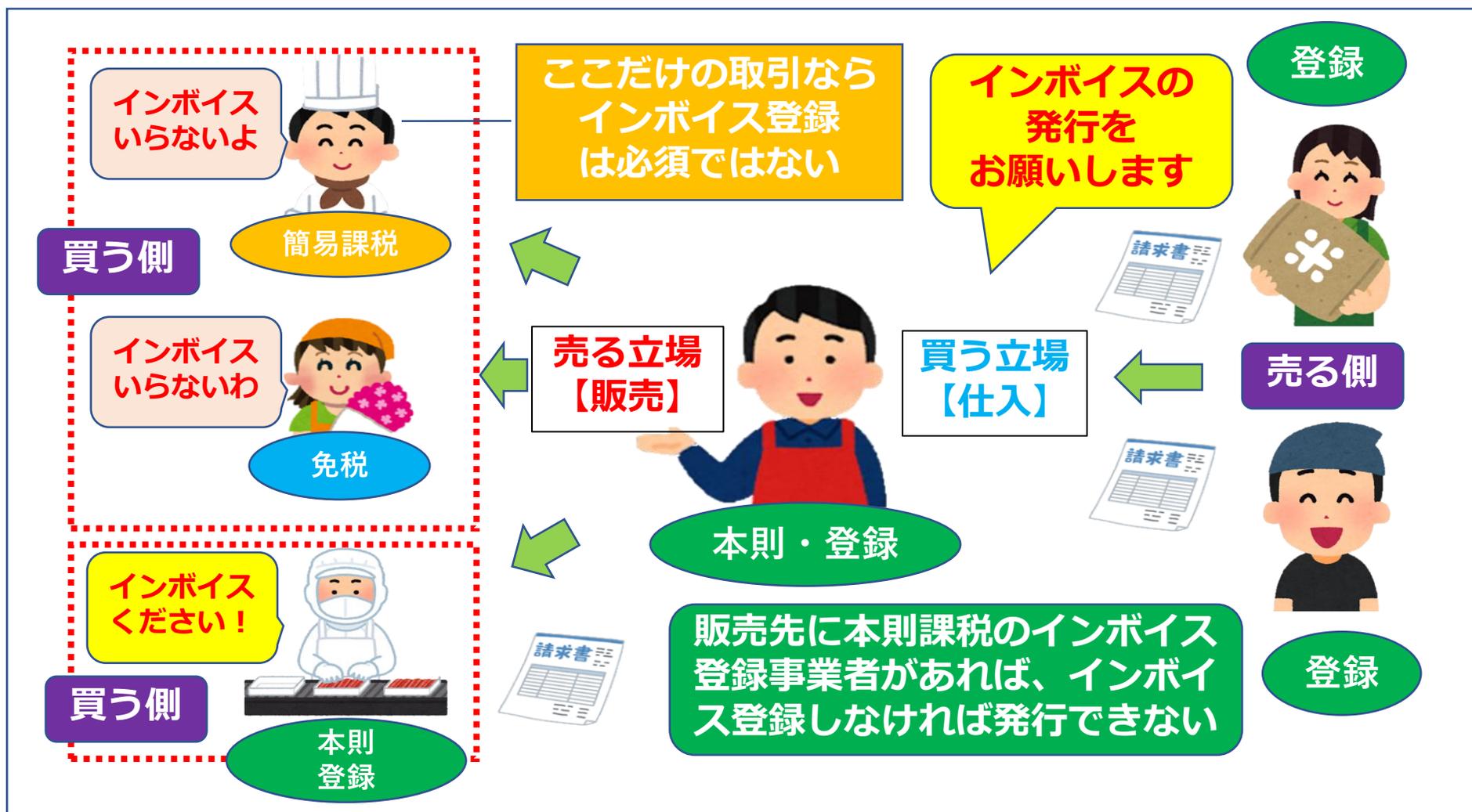
還付金とは、支払いすぎた税金がある場合に、国から返還してもらえるお金です。



The illustration shows a woman with a worried expression, sweating, and a speech bubble. To her left is a meat grinder with red meat being processed. To her right is a cash register. Below the woman is a large scale or weighing machine. The speech bubble contains the text: **え！簡易課税じゃ差し引けないの？ 損してるかも！**

**本則課税の計算方法を選択した場合のみ還付金が戻る計算構造です。**

本則課税の場合、「売る側」が「インボイス登録事業者」じゃなければ、課税仕入から引くことができません。「買う側」が「簡易」「免税」のみであれば、必ずしもインボイスの登録をする必要はありませんが、「本則」の取引先があれば、インボイスを求められる可能性が高いと考えられますので、登録の検討が必要です。



## (2) 簡易課税

前提：前前事業年度課税売上高が5,000万円以下の事業者  
「簡易課税」についても、まずは計算構造を見た方が理解できます。

### ■ 課税売上高×税率(売上に係る消費税)

－課税【売上高】×税率(売上に係る消費税)×みなし仕入れ率＝納税額

※課税売上高は、100/110をかけ、税抜き金額にします。

※軽減税率対象の場合は、100/108をかけます。

ポイントは「課税【仕入】」が存在しない計算式であることです。

簡易課税の計算は「売上」に「固定値をかける」だけです。

事業区分	代表的な業種	みなし仕入れ率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業	80%
第3種事業	製造業・建設業	70%
第4種事業	飲食店業	60%
第5種事業	サービス業	50%
第6種事業	不動産業	40%

「インボイス登録をしていない場合、仕入税額控除ができない」という内容は、「課税仕入」が引けないということです。

**しかし簡易課税では、そもそも「課税仕入」が構造上入っていません。**

この計算方法を選択した場合、「買い手」の立場とすると、「仕入先」からのインボイスはいるのでしょうか？

**答えは「インボイスでなくても普通の請求書で問題ない」ということです。**

なぜなら計算式構造上、インボイスの仕入金額を、差し引く必要がないからです。

上記を踏まえると簡易課税のメリットが2点あります。

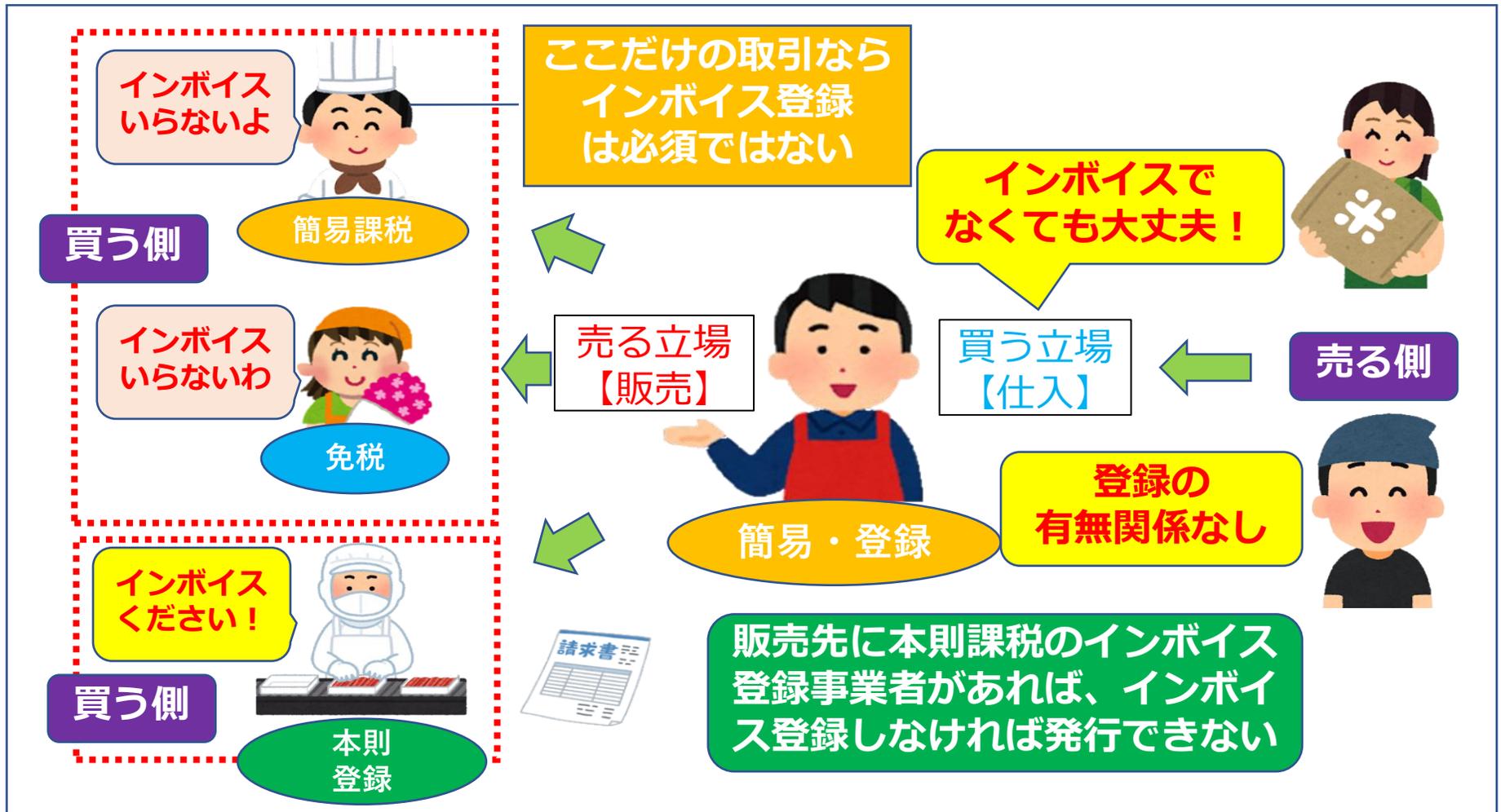
① 課税仕入れに係る消費税計算が必要ない

② 仕入先からのインボイス保存が必要ない



**事務的な負担が少ない**

ただし「売る立場」ですと、販売先が「本則課税」であれば、インボイスの発行を求められる可能性が高いです。 「買う立場」でインボイスが関係ないという理由で、インボイスに登録しなくて良い、という訳ではありませんので、誤解がないようにしましょう！

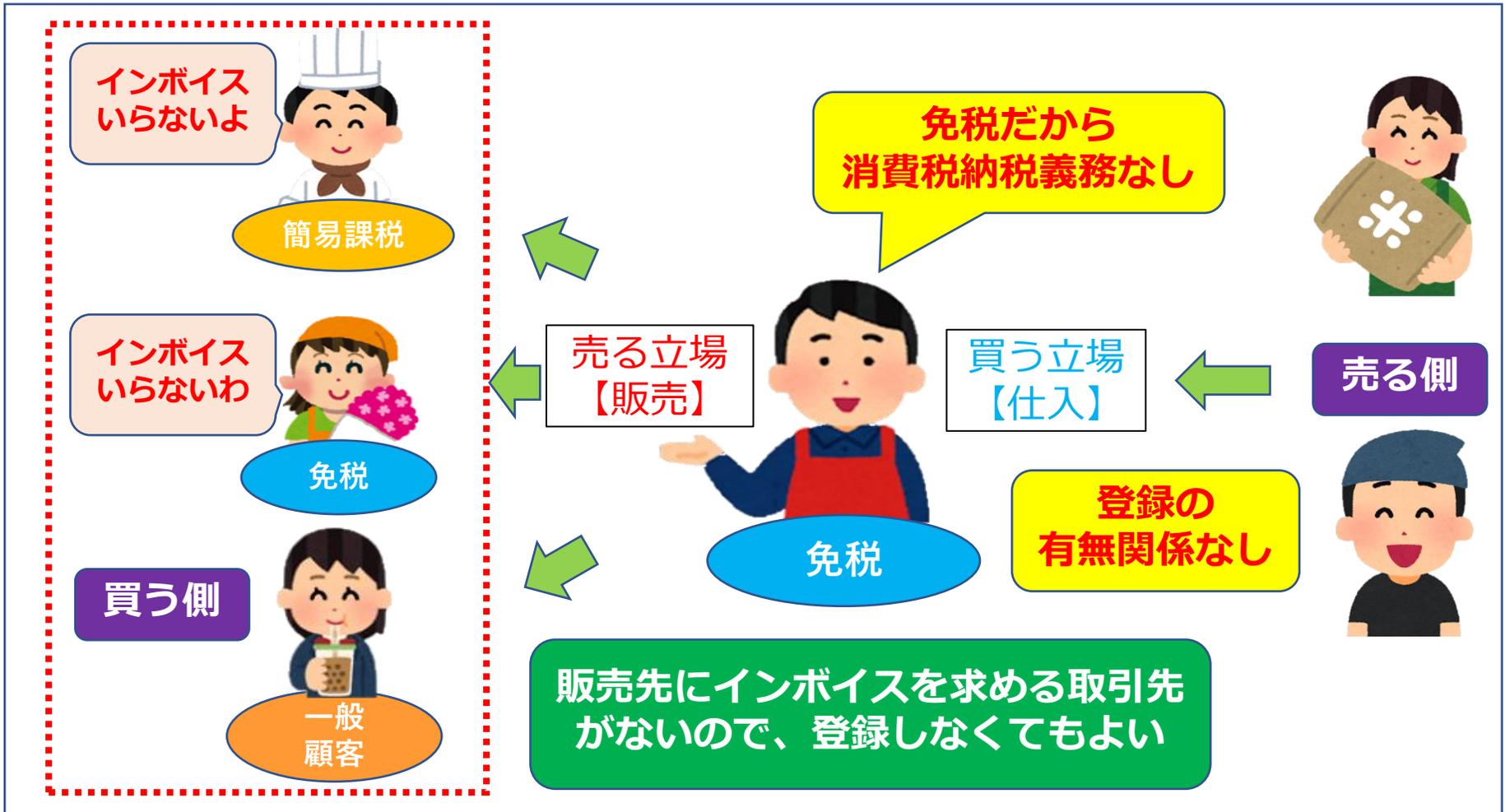


### (3) インボイスの登録が必須でないパターン例

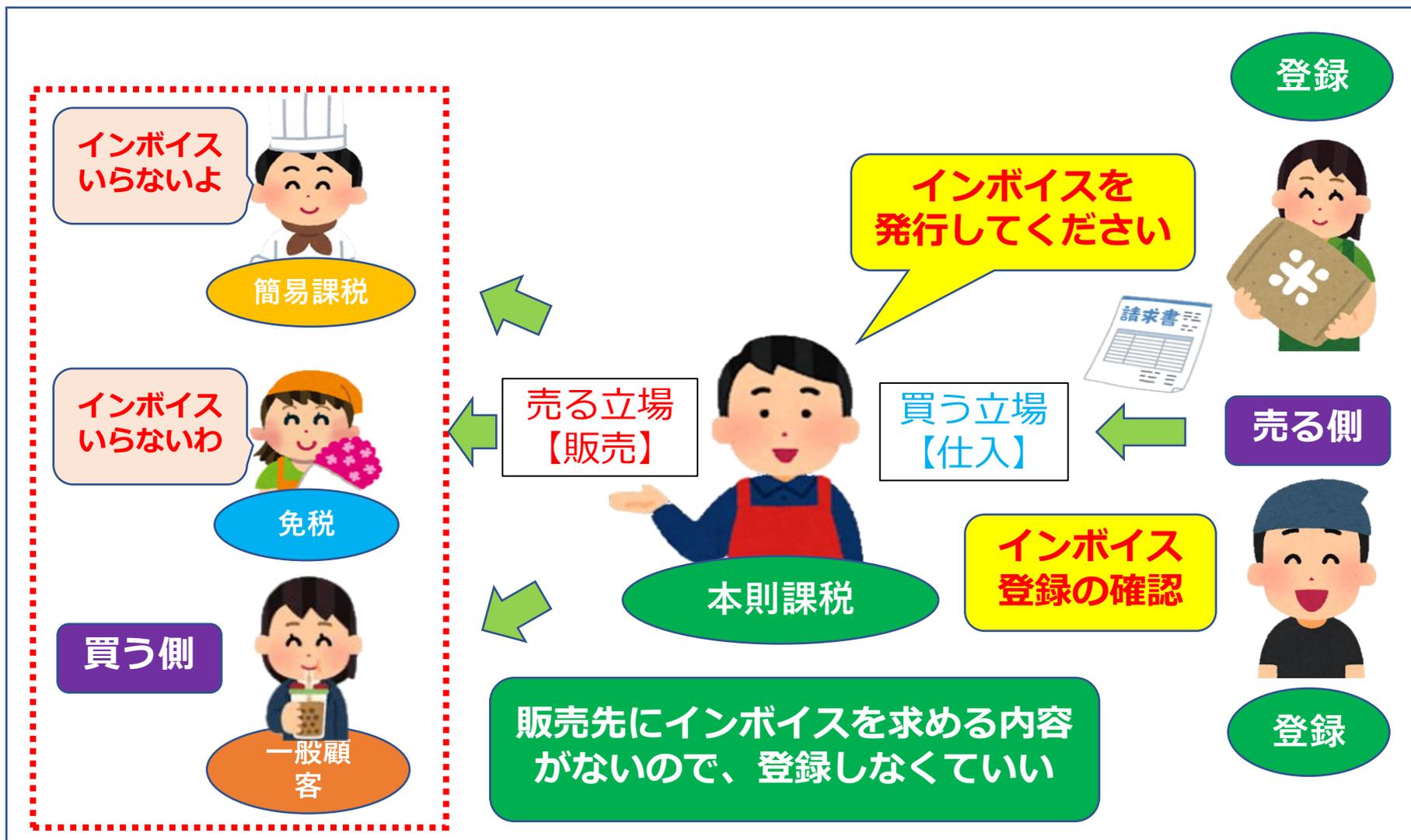
#### ■登録が必須でないパターン 1 免税事業者

ここからは、インボイス登録が必ずしも必須でないパターンを紹介します。

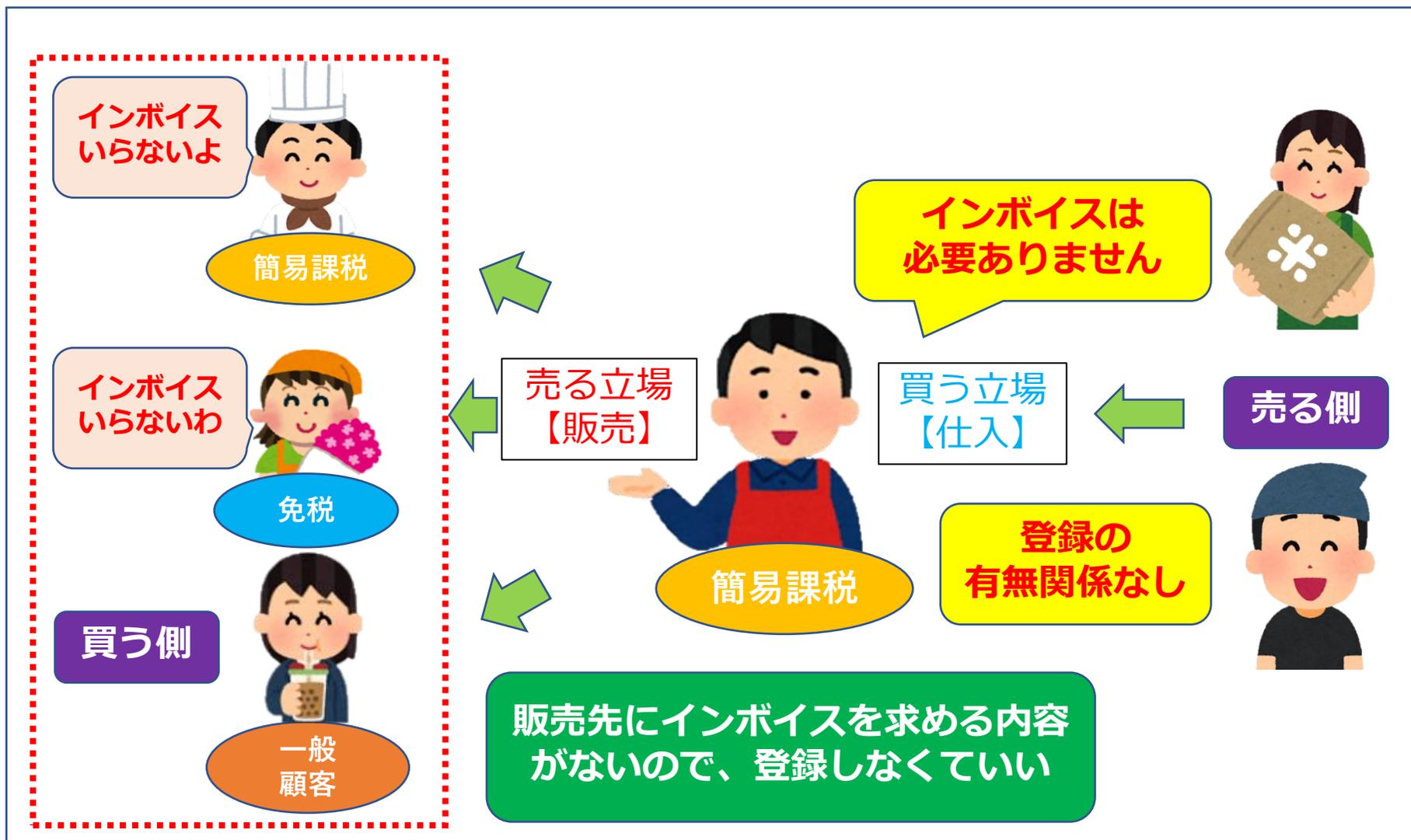
※インボイス登録をするかどうかは、事業者の自由です。



## ■登録が必須でないパターン 2 課税事業者・本則課税



## ■登録が必須でないパターン 3 課税事業者・簡易課税



## ■補足説明

### ・「みなし仕入れ率」について

「卸売業」は「みなし仕入れ率が90%」、「小売業」は「みなし仕入れ率が80%」ですので、簡易課税の選択が有利になる可能性があります。

またサービス業でも、「士業」は経費がほとんどないため、簡易課税を選択することで「みなし仕入れ率が50%」にしたほうが、簡易課税の選択が有利になる可能性があります。

※簡易課税は時限措置ですので、急になくなる可能性があります。

### ・簡易課税を選択するには？

簡易課税を選択するには、上記で述べた「前提」以外に、課税期間の開始の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

「課税期間の開始の前日」とは、個人事業主であったら、2024年1月1日から適用したのなら、2023年12月31日までに申請しなければならないという意味です。

## ・「2年しぼり」に注意

「簡易課税」を選択した場合、2年間は変えることができません。

来期に大型の設備投資等を検討している場合は、「本則課税」を選択したほうが有利な場合があります。

**しかし、この「2年しぼり」の期間であれば、変更できませんので、計画性が必要です。**

なお、簡易課税から本則課税に切り替える時は、**課税期間の開始の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。**出さなければ、「簡易課税」のままですので注意が必要です。

**本則と簡易  
どっちが有利かな？**



### (1) 2割特例の計算方法

消費税の計算方法は、「本則課税」と「簡易課税」の他に、**ある条件の下、「2割特例」が期間限定で選択できます。**

これも、まずは計算式を見てもらう方が分かりやすいと考えます。

■ **課税【売上高】 × 税率(売上に係る消費税) × 20% = 納税額**

※課税売上高は、100/110をかけ、税抜き金額にします。

具体的には課税売上高500万円で消費税が10%の場合、「売上税額」は50万円。「売上税額50万円 × 20% = 10万円【納税額】」です。

簡易課税のように、「みなし仕入率」が設定されている訳ではなく、**どの業種も一律20%で計算をすることが特徴**です。(みなし仕入率が80%と同じ)



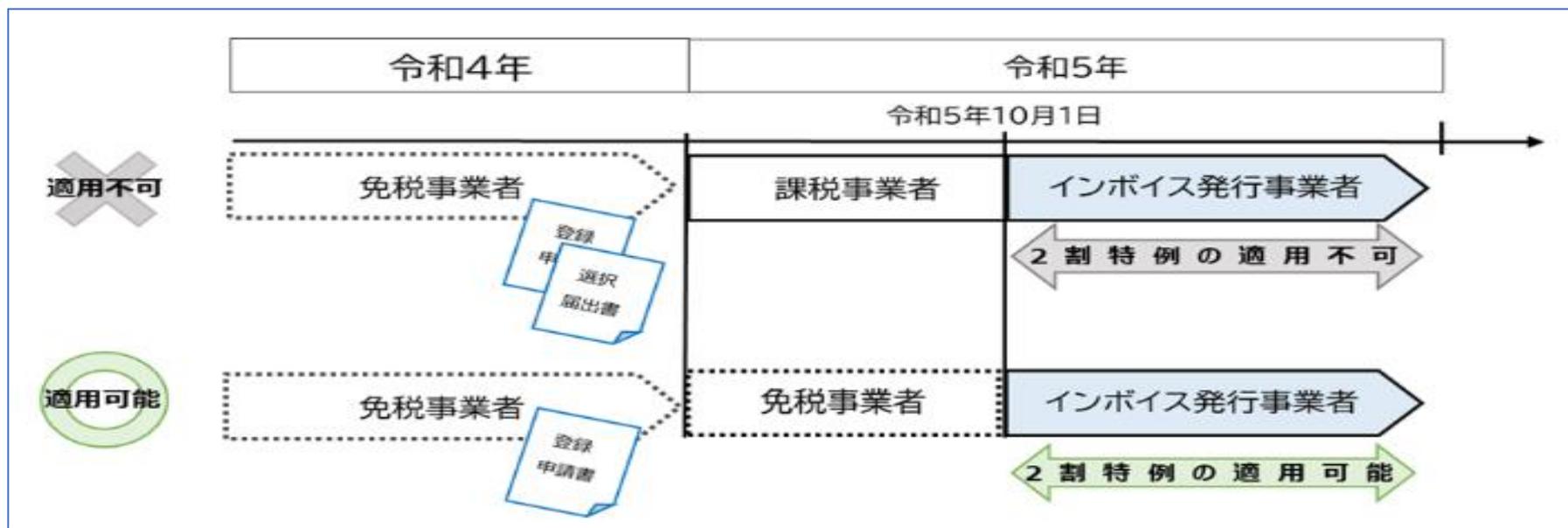
## (2) 適用条件・適用期間

### ①適用条件

「2割特例」は正式には「インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置」という令和5年度の税制改正です。条件は以下です。

#### ■ インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者

注意点は、元々課税事業者になる条件であった事業者はだめです。あくまで「免税事業者」となります。※免税事業者の内容については4ページを参照。



[【国税ホームページより】](#)

## ②適用期間

「適用期間」は国税の以下の図が分かりやすいので掲載します。

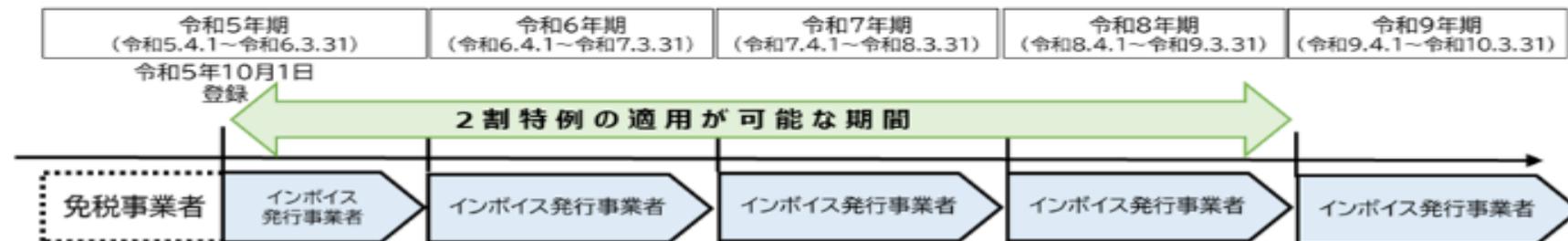
### （免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から登録を受ける場合）

令和5年分（10月から12月分）の申告から令和8年分の申告までの計4回の申告が適用対象範囲となります。



### （免税事業者である3月決算法人が令和5年10月1日から登録を受ける場合）

令和5年10月から令和6年3月の申告から令和8年期の申告までの計4回の申告が適用対象範囲となります。



[【国税ホームページより】](#)

### ③補足説明

#### ■届け出必要か？

「2割特例の適用」には、簡易課税のように事前に届け出が必要なわけではありません。確定申告の時に、「2割特例」を記載するだけで適用を受けることができます。

#### ■簡易課税の届け出を出してしまったが、2割特例は適用できるのか？

適用できます。確定申告の時に、「2割特例」を記載してください。

※ただし、2割特例の終わった令和9年から本則課税を選択したい場合は、**令和8年までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。**

#### ■2割特例が終わった後に、簡易課税選択の届け出を出すのはいつまで？

通常であれば、令和8年で2割特例が終わるので、事業年度の終わる課税期間の開始の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。例えば個人事業主であれば令和8年12月31日までです。

ただし、**2割特例の終わった翌年の令和9年度のみ、令和9年12月31日までに届け出を出せば、簡易課税に変更することができます。**

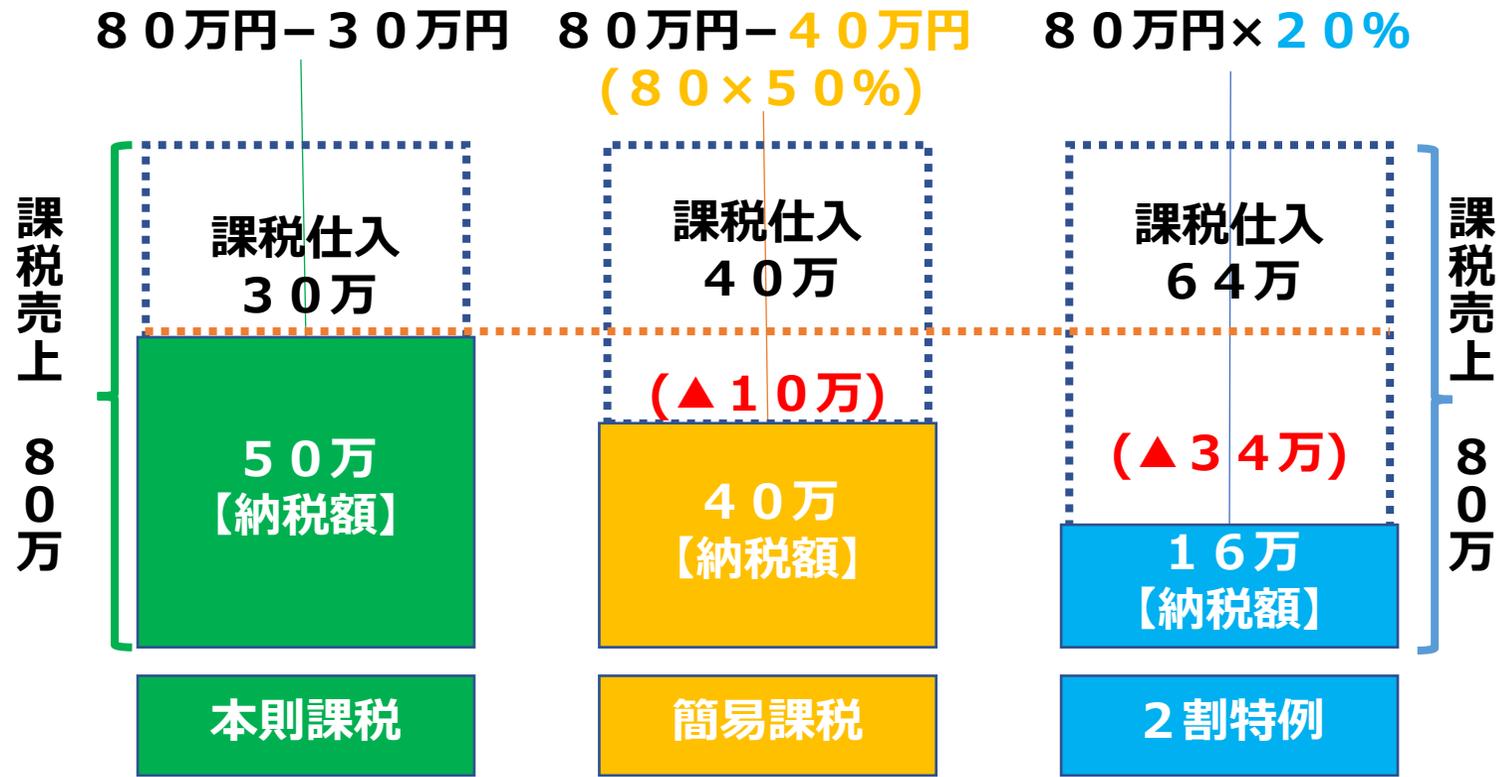
### (3) 具体的な納税額の計算例

#### 【具体的な例】 ■ サービス業

■ 課税売上：800万円 消費税10% 消費税額80万円

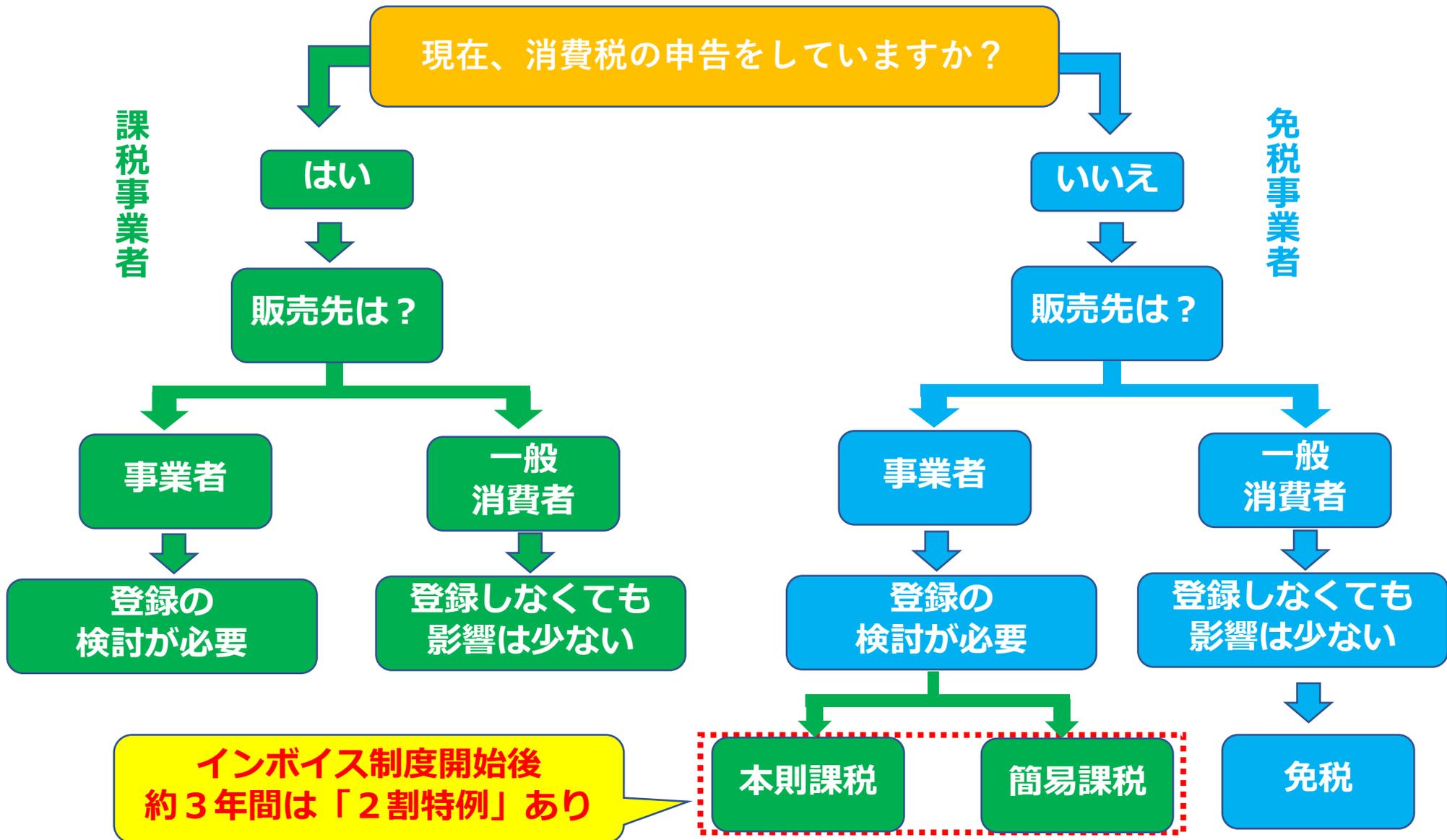
■ 課税仕入：300万円 消費税10% 消費税額30万円

■ 簡易課税を選択した場合の「みなし仕入率：50%」



※あくまで、わかりやすくするために上記の例での計算です。

## ■ 経理処理場の判断基準・まとめ



※どの選択肢でも、最終的に登録するかどうかは、あくまで事業者の任意です。

### (1) 経営上の判断基準

「インボイス導入」にあたって、以下の3つ観点から判断する必要があります。

#### ■取引先との関係【売上面】

取引先が「インボイスを導入して欲しい」との要望が多ければ、取引を断られ売上が減少する可能性があったり、登録しないことを理由に取引先から消費税分をもらえなくなる(売上減少)可能性があります。

#### ■事務負担【経費面】

消費税の計算やインボイスの保存などが必要になるため、人件費やその他諸経費などの事務負担が増える可能性があります。

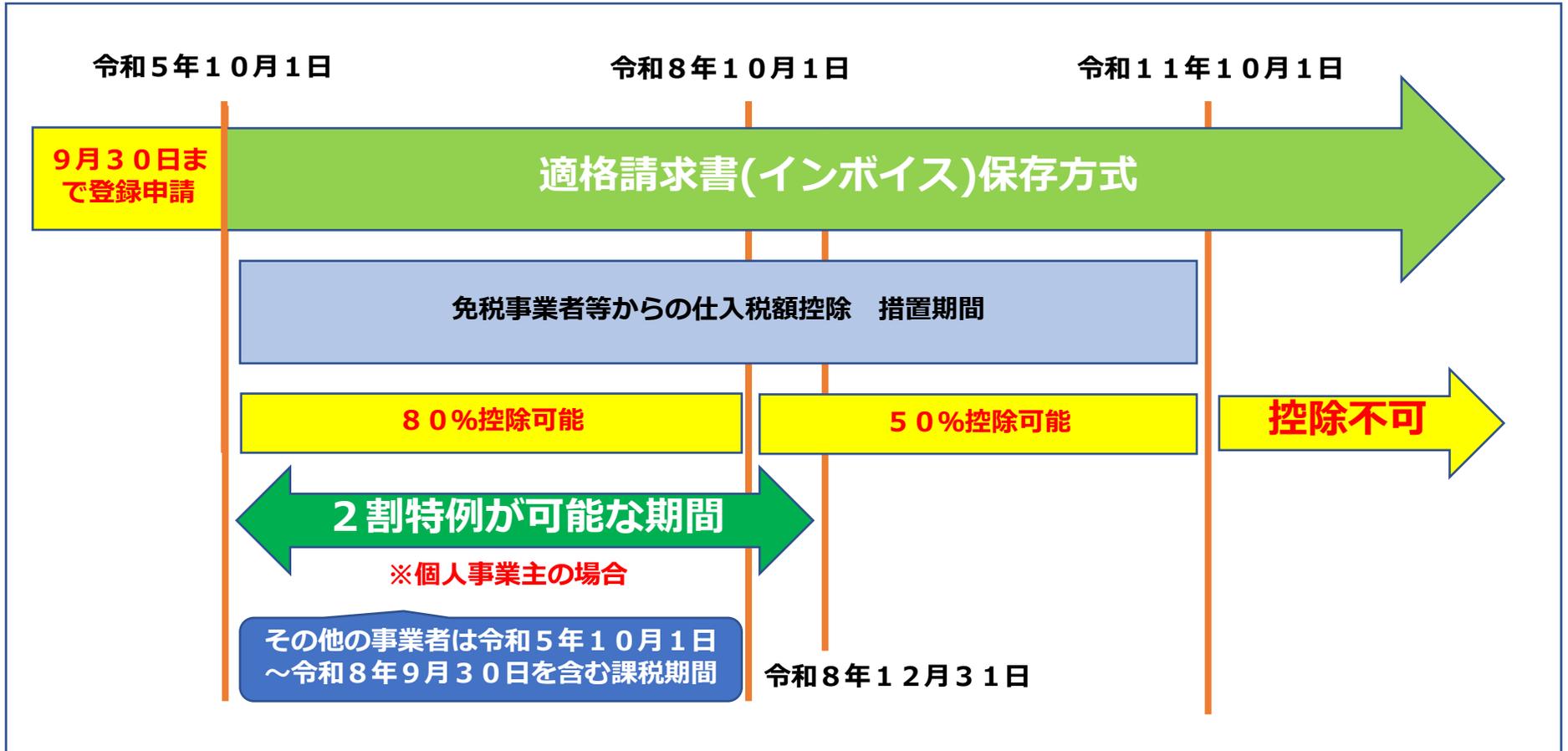
#### ■資金繰り【収支面】

免税事業者にとっては、消費税を支払うことは支出が増加することです。インボイス導入によって、資金繰りが厳しくなる可能性があります。

**「インボイス導入」にあたっては、経営改善や価格転嫁による「売上増加策」を同時に考えていく必要があります！税務的な処理の準備だけではありません！**

## (2) スケジュール

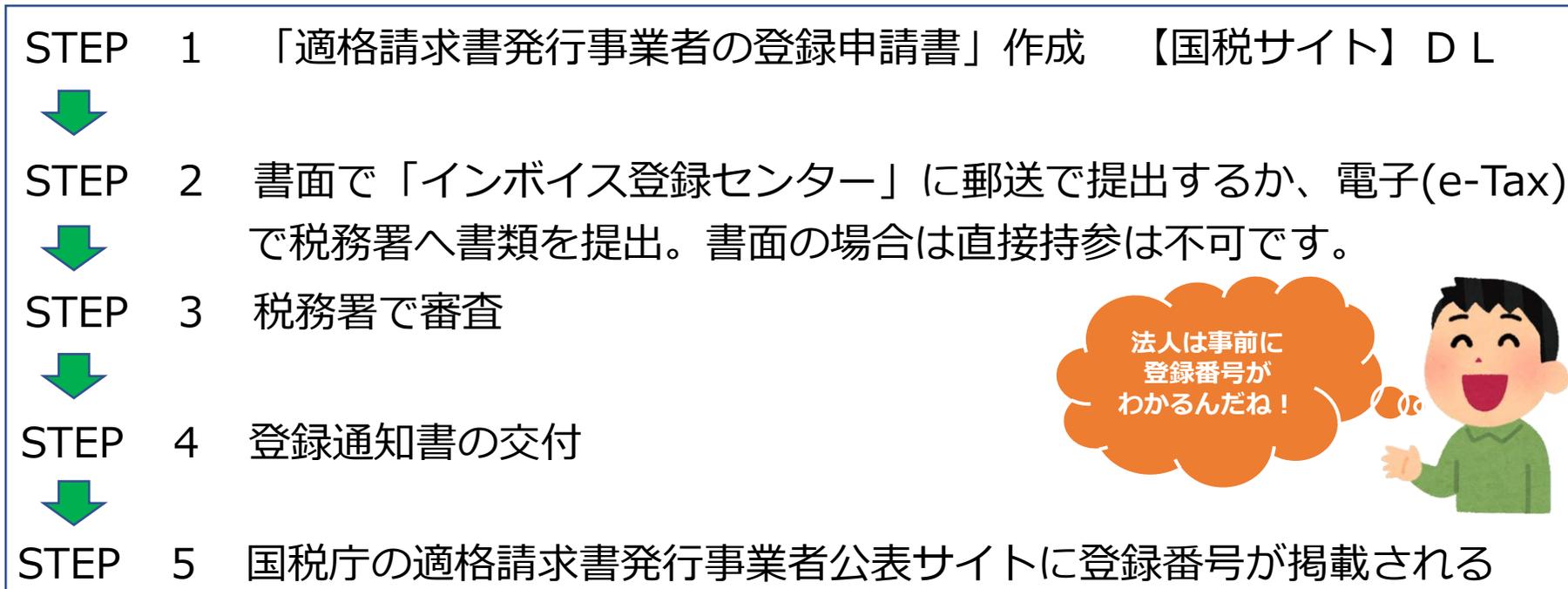
以下に導入のスケジュールを示します。



「2割特例」を使い課税事業者になるか、免税事業者のまま、経過措置期間は様子を見て、その後検討するのか、長くても開始後3年が判断基準です。

### (3) 具体的な準備

#### ①登録申請：9月30日まで



法人番号を有する  
課税事業者

T+ **法人番号**

個人事業主などの  
法人番号のない  
課税事業者

T+ **13桁の数字**

10月1日から登録番号を使用したい場合は、書面は1カ月前、電子(e-tax)の場合は約2週間までに提出することをおすすめします。※混み具合による

## ②請求書等の様式を変更

事前に請求書・納品書・レシートなど、インボイスの記載事項に合わせて変更する。  
※インボイスの記載事例は次のテーマで解説します。

## ③インボイス発行事業者の確認

自社が「買い手」で仕入を行う場合、取引先がインボイス発行事業者かどうかを確認する必要があります。

前にも解説しましたが、取引先がインボイス発行事業者でなければ、仕入税額控除を行うことができません。

※自社の状況で異なるので、前段の解説の確認をお願いします。

## ④システムの導入・改修

PCの会計ソフト、レジスターの整備、受注・発注システムなどの現在使用中の販売管理システムをインボイス対応のもの見直す必要があります。

※IT導入補助金などの活用については、のちほど解説します。

#### ④補足：IT導入補助金の活用 [※詳細はこちら](#)

- 概要：中小企業・小規模事業者がITツール導入に活用できる補助金です。
- 例：デジタル基盤導入枠(商流一括インボイス対応類型)
  - ・補助額：ITツール 350万円まで
  - ・要件：インボイス制度に対応をした受発注の機能を有しているものであり、かつ取引関係における受発注側の事業者としてITツールを導入する者が、当該取引関係における受注側の事業者に対してアカウントを無償で発行し、利用させることのできる機能を有する者
  - ・中小企業・小規模事業者：2/3以内、その他の事業者等：1/2以内
  - ・対象ソフトウェア：インボイス制度に対応した受発注の機能を有している、クラウド型ソフトウェア
  - ・クラウド利用料(最大2年分)
- ポイント
  - ・**2023年度申請より「みらデジ」の経営チェックが必須**になりました。  
→「みらデジ」は[こちら](#)。
  - ・「みらデジ」と「gBizプライム」が連携できているか必ずチェックをしてください。できていない場合は、申請しても採択されませんので要注意です！

# 7. インボイス制度 基礎講座 インボイスの記載事項

## (1) インボイス発行事業者の義務

インボイス発行事業者には以下の義務があります。

### ① インボイスの交付義務

「買い手(課税事業者に限る)」からの求めに応じてインボイスを発行する義務

### ② 返還インボイスの交付義務

「買い手(課税事業者に限る)」に返品や値引き等を行った場合、返還インボイスを発行する義務

### ③ 修正インボイスの交付義務

「買い手(課税事業者に限る)」に発行したインボイスに誤りがあった場合に、修正インボイスを発行する義務

### ④ 写しの保存義務

「買い手(課税事業者に限る)」に発行したインボイスの写しを、原則として7年間、保存する義務

## ■補足：義務が免除される取引例について

### ① 1万円以下の取引(少額特例)について

以下の場合、**インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除となります**。※帳簿のみの保存はのちほど解説します。

#### ■条件：どちらかを満たす

- ・前前年度の課税売上高が1億円以下
- ・前年の上半期(個人なら1月から6月)の課税売上が5千万円以下

#### ■期間：令和5年10月1日から令和11年9月30日の6年間

### ②インボイスの「交付」が免除される取引例

- 1回の取引がの税込金額が3万円未満の公共交通料金  
・免除される事業者例：鉄道・バス・船舶会社など

- 税込金額3万円未満の自動販売機による販売  
・免除される事業者例：自動販売機設置、販売者

- 卸売市場でのせりや入札による販売：免除される事業者例：出荷者

- 郵便ポストに投函される郵便物：免除される事業者例：郵便局



インボイスが  
免除される場合  
があるんだ！

### ③インボイスの「保存」が免除される取引例

- 出張旅費、宿泊費、日当、通勤手当など  
↳取引される物の例：社員からの旅費の領収書など
- 簡易インボイスの要件を満たす施設の入場券で、使用時に回収されるもの  
↳取引される物の例：展示会や美術館の入場券など  
※簡易インボイスについてはのちほど解説します。
- 中古販売などの事業者(古物営業)がインボイス発行事業者ではない者から買い受ける販売用の物(古物)  
↳取引される物の例：個人やインボイス未登録の事業者から買い受ける中古車、中古の服飾雑貨関係など
- 宅建業者がインボイス発行事業者ではない者から買い受ける販売用の建物  
↳取引される販売用の物：中古住宅、中古マンションなど
- 質屋がインボイス発行事業者ではない者から買い受ける販売用の物品  
↳取引される物の例：個人やインボイス未登録の事業者から買い受ける、時計、バックなど
- リサイクル業者などがインボイス発行事業者ではない者から買い受けた再生資源、再生部品など  
↳取引される物の例：インボイス未登録の事業者から買い受ける使用しない電子機器、金属類、紙類など

## ■補足：「帳簿のみの保存」の記載例について

以下の表を参考に確認してください。

① 取引年月日	② 支払金額の確認				③ 取引先の名称	④ 取引内容
月日	借方		貸方		摘要	
10月1日	旅費交通費	5,500円	現金	5,500円	JR山手線	運賃
					※3万円以下の鉄道料金	
10月2日	取材費	11,000円	現金	11,000円	Aミュージアム	入場料
					※入場券等	

⑤ 帳簿のみの保存で仕入税額控除がみとめられる仕入れに該当する内容の記載

③「取引先の名称」は正確には、「相手方の氏名」または「名称」および住所、または所在地(一定の者を除く)です。

### ■一定の者とは？

- ・ 3万円未満の公共交通機関の事業者
- ・ 郵便局
- ・ 出張旅費等を受領した従業員
- ・ ⑤に該当する課税仕入れを行った場合の取引先

## (2) 記載の基本

名称が「請求書」や「領収書」、「レシート」、「仕入明細書」もしくは「手書きの書類」であっても、下記の**必要事項が記載されていればインボイスに該当します。**

- ①発行者の氏名または名称
- ②受領者の氏名または名手
- ③取引年月日
- ④取引の内容・軽減税率の対象品目である旨
- ⑤税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率
- ⑥登録番号
- ⑦税率ごとに区分した消費税額

「インボイス」では⑤税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率 ⑥登録番号 ⑦税率ごとに区分した消費税等が新たに記載しなければならない事項です。

この内容も具体的にどのような形になっているかを、見てもらった方が早いので以下に参考を示します。

# (3)インボイスになってからの請求書の違い

## 以前の請求書 様式例

**請求書**

① 発行者の氏名または名称  
(株) A商会

② 受領者の氏名または名称  
(株) B商店 御中

2023年 9月分

③ 取引年月日      ④ 取引の内容

日付	品目	金額
9月1日	スプーン	330円
9月1日	ラップ	220円
9月1日	豚肉 ※	540円
	合計	1,090円

⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率  
(10%対象 550円)  
( 8%対象 540円)

④ 取引の内容(軽減税率の対象品目である旨)  
※は軽減税率対象品目

## インボイス 2023年10月1日～

**請求書**

① 発行者の氏名または名称  
(株) A商会

② 受領者の氏名または名称  
(株) B商店 御中

2023年 10月分

③ 取引年月日      ④ 取引の内容

日付	品目	金額
10月1日	スプーン	330円
10月1日	ラップ	220円
10月1日	豚肉 ※	540円
	合計	1,090円

⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率  
(10%対象 550円 内消費税 50円)  
( 8%対象 540円 内消費税 40円)

④ 取引の内容(軽減税率の対象品目である旨)  
※は軽減税率対象品目 ⑦ 税率ごとに区分した消費税額

「税抜き」 例：500円 消費税50円 の表記でも構いません！

## ■補足：軽減税率について

2019年10月1日より、8%の税率と10%の税率が区分されています。

### ■8%の「軽減税率対象」の例

- ・新聞：週2回以上発行かつ定期購読のもの
- ・飲食料品(飲料※酒は対象外・野菜・肉・魚など)
- ・持ち帰り、宅配は8%対象(店内での飲食は10%)



軽減税率が導入されて以降、8%と10%の2種類の消費税が混在するため、各品目が8%と10%のどちらかなのかを明記し、税率ごとにわけて消費税を計算する「区分経理」の運用が始まりました。

現在、「区分記載請求書」を発行している事業者は、インボイスで追加する項目は以下になります。

- ⑤税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率
  - ⑥インボイス登録番号
  - ⑦税率ごとに区分した消費税
- ※前ページのインボイスの参考様式を確認。

軽減税率  
対象品目

軽減税率  
対象外

## 8. インボイス制度 基礎講座 インボイスの留意点

「基本的な記載方法」が理解できたところで、以下の留意点について説明します。

①仕入明細書等による記載例

②複数書類による記載例

③簡易インボイス・返還インボイス・修正インボイス



## (1) 仕入明細書等による記載例

「売り手」がインボイス登録しているのに、請求書を発行してくれないよ！  
という場合には、**仕入明細書等を「買い手」が作成し、仕入税額控除の適用可能。**

### 仕入明細書

① 「買い手」の事業者名  
(株) B商店 御中

② 「売り手」の事業者名  
(株) A商会

⑦ 登録番号 T5551...

送付後一定期間内  
に誤りのある旨の  
連絡がない場合、  
確認済みとします

2023年 10月分

③ 取引年月日

④ 取引の内容

日付	取引	仕入金額(税込)
10月1日	スプーン	330円
10月1日	ラップ	220円
10月1日	豚肉 ※	540円
	合計	1,090円

⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率

(10%対象 仕入金額 550円 内消費税 50円)  
( 8%対象 仕入金額 540円 内消費税 40円)

④ 取引の内容(軽減税率の対象品目である旨)

※は軽減税率対象品目

⑧ 税率ごとに区分した消費税額

ただし、この場合は「売り手」に仕入明細書を送り、了承を得る必要がある。

① **左記のような文言を記載した「仕入明細書」の写しを事前に通知文書や電子媒体で送り、承諾を得る。**

② **電子メールで確認した旨の返信を受け取る。**

③ **FAXなどの通信回線を使用して、内容に相違がない旨の返信をもらい、自身のパソコンなどから出力する。**

※「売り手」は仕入明細書を保存します。

## (2) 複数書類による記載例

「インボイス」は、複数の書類で記載事項を満たしていてもかまいません。

### 請求書

① 発行者の氏名または名称  
(株) A商会

② 受領者の氏名または名称  
(株) B商店 御中

2023年 10月分

納品書番号	金額
No.501	10,900円
No.502	8,740円
No.503	16,500円
合計	36,140円 (消費税 3,140円)
10%対象	27,500円 (消費税 2,500円)
8%対象	8,640円 (消費税 640円)

⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率

⑧ 税率ごとに区分した消費税額

### 納品書

納品No.501

③ 取引年月日  
2023年10月1日

(株) B商店 御中

下記のとおり納品いたします。

④ 取引の内容

品目	金額
スプーン	3,300円
ラップ	2,200円
豚肉 ※	5,400円
合計	10,900円

④ 取引の内容(軽減税率の対象品目である旨)  
※は軽減税率対象品目

納品No.502

納品No.503

### (3)その他の留意点

#### ①簡易インボイス

スーパー XYZ

登録番号T5555...

〇〇 御中

受領者の  
名称は省力可

2023年10月1日

領収書

白 菜※	1	162円
舞 茸※	1	108円
豚 肉※	1	540円
ビール	1	330円
箸	1	550円
合 計		1,690円

10%対象 880円 (内消費税80円)  
8%対象 750円 (内消費税60円)

※は軽減税率対象品目

どちらかの  
記載でも可

不特定多数を取引先とする場合は、  
「簡易インボイス」の発行ができます。

左の「赤枠」について、簡易化することが可能です。

以下の事業者が該当します。

- ・ 小売業
- ・ 飲食店業
- ・ 写真業
- ・ 旅行業
- ・ タクシー業
- ・ 不特定多数に対する駐車場業
- ・ その他これらの事業に準ずる不特定多数の者に資産の譲渡等を行う事業

## ②返還インボイス

返品や値引き等の売上に係る返金を行う場合、返還インボイスの発行が必要です。

### 支払明細書

① 「売り手」の事業者名

(株) A商会

登録番号 T5551...

② 「買い手」の事業者名

(株) B商店 御中

**返品額 1,090円**

③ 取引年月日

④ 取引の内容

日付	取引	仕入金額(税込)
10月1日	スプーン	330円
10月1日	ラップ	220円
10月1日	お米 ※	540円
	合計	1,090円

⑤ 税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率

(10%対象 550円 内消費税 50円)

(8%対象 540円 内消費税 40円)

④ 取引の内容(軽減税率の対象品目である旨)

※は軽減税率対象品目

⑧ 税率ごとに区分した消費税額

「返還」インボイスの発行は、「売り手」が「買い手」に発行します。



以下の名称で発行される場合もあります。

- ・ 値引支払明細書
- ・ 割引支払明細書
- ・ 販売奨励金支払明細書

## ■ 返還インボイス・補足事項

「振込手数料が売り手もちで、売上から引いてお金をもらう場合は？」

この内容についても「売上値引」にあたります。

ただし、少額の金額をいちいち、その度に発行していれば、事務処理が大変です。

そこで特例として、「1万円未満の値引きや返品等」については、返還インボイスが免除されます。

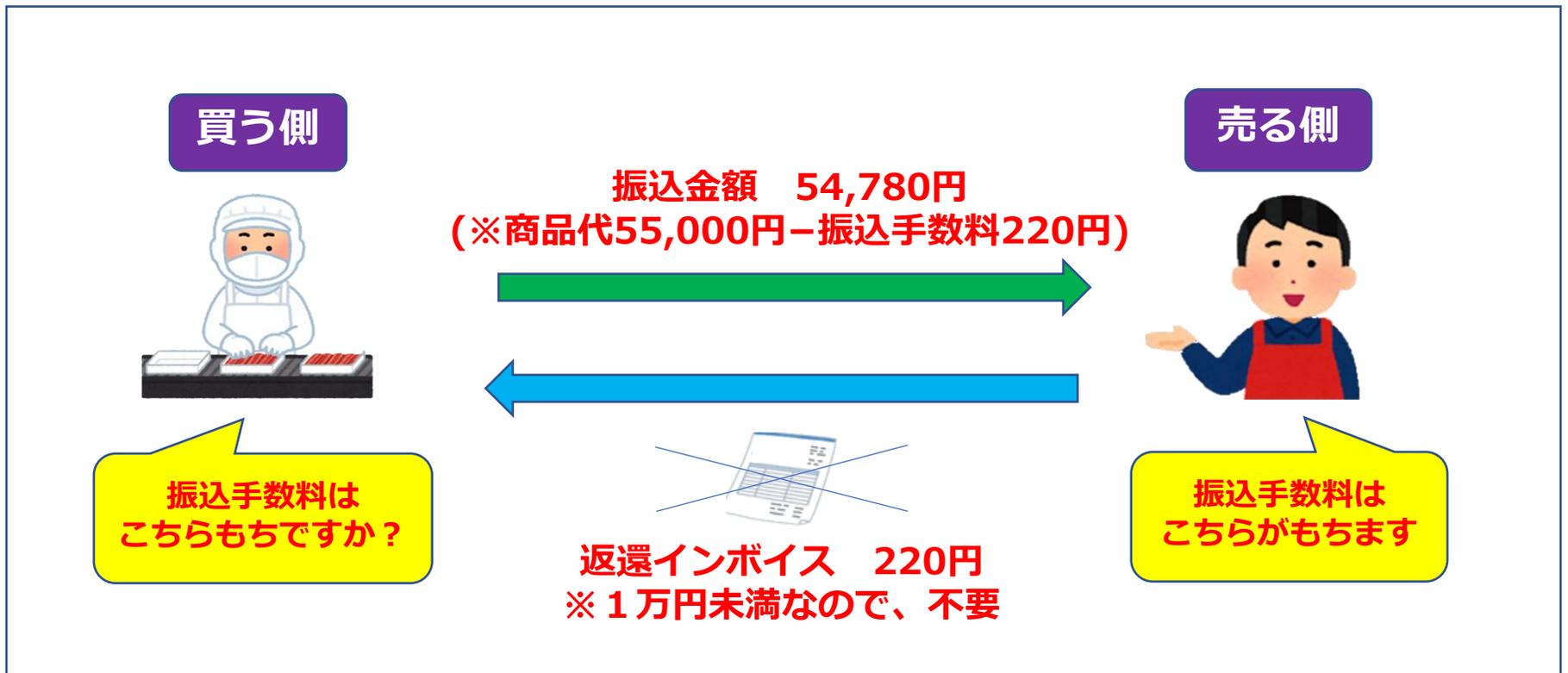
## ■ 条件

- ・ 対象者：すべての事業者
- ・ 期 間：適用期間なし



**「実務上」** 以下の場合があると考えられます。

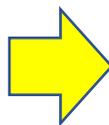
※ただし、口座振り込みにかかる金融機関の振込手数料は、**原則として代金を支払う側である債務者が振込手数料を負担するよう民法で定められています。**



### ③修正インボイス

インボイス発行者は修正インボイスを発行する場合に以下の2つの方法があります。  
まずは、修正したものの発行し直す場合です。

<b>修正前</b>		2023年11月10日
<b>請求書</b>		(株) A商会 登録番号 T5551...
(株) B商店 御中		
日付	品目	金額
10月1日	スプーン	330円
10月1日	豚肉※	540円
合計		109,000円
(10%対象	55,000円	内消費税 5,000円)
( 8%対象	54,000円	内消費税 4,000円)
※は軽減税率対象品目		



<b>修正後 ①</b>		2023年11月20日
<b>請求書</b>		(株) A商会 登録番号 T5551...
(株) B商店 御中		
日付	品目	金額
10月1日	スプーン	330円
10月1日	豚肉※	540円
合計		120,000円
(10%対象	66,000円	内消費税 6,000円)
( 8%対象	54,000円	内消費税 4,000円)
※は軽減税率対象品目		

**「買い手」が自分で追記や修正を行うことはできません！**

修正前

## 請求書

2023年11月10日

(株) A商会

登録番号 T5551...

(株) B商店 御中

日付	品目	金額
10月1日	スプーン	330円
10月1日	豚肉※	540円
	合計	109,000円

(10%対象 55,000円 内消費税 5,000円)

( 8%対象 54,000円 内消費税 4,000円)

※は軽減税率対象品目



修正後 ②

## 修正事項の通知

2023年11月20日

(株) A商会

登録番号 T5551...

(株) B商店 御中

2023年11月10日付け10月請求書について  
下記のとおり誤りがありましたので、修正いたします。

〈誤〉

日付	品目	金額
	合計	109,000円

10%対象 55,000円 内消費税 5,000円

〈正〉

日付	品目	金額
	合計	120,000円

10%対象 66,000円 内消費税 6,000円

※当初のインボイスとあわせて保存してください。

もう一つの方法は、修正事項の通知をする  
場合です。

こちらの場合は、必ず修正前のインボイ  
スと修正後のインボイスを合わせて保存  
する必要があります。

## 9. インボイス制度 基礎講座 その他の留意点

「基本的な記載方法」が理解できたところで、以下の留意点について説明します。

- ① 端数処理のルール
- ② 立替払いしてもらった場合の処理
- ③ インボイスの保存方法

データで  
保存っと！



# (1) 端数処理のルール

2023年11月10日

## 請求書

(株) B商店 御中

(株) A商会

登録番号 T5551...

請求金額 15,520円(税込み)

取引年月日	品名	税抜金額	消費税額
10月1日	スプーン	300円	30円
10月2日	豚肉※	500円	40円
10月3日	...	...	...
....	...	...	...
10%対象		8,802円	880円
10%対象		9,682円(消費税額880円)	
8%対象		5,406円	432円
8%対象		5,838円(消費税額432円)	
合計		15,520円(消費税額1,312円)	

商品ごとの  
端数処理は  
NG

10%・8%対象で  
「1回のみ」処理

消費税の端数処理は

「1つのインボイス」につき

「税率ごとに1回のみ」

下記のいずれかを選択します。

■切上げ

■切捨て

■四捨五入

例：切捨てを選択した場合

→8,802円×10%=880.2円

切捨て：880円

→5,406円×8%=432.48円

切捨て：432円

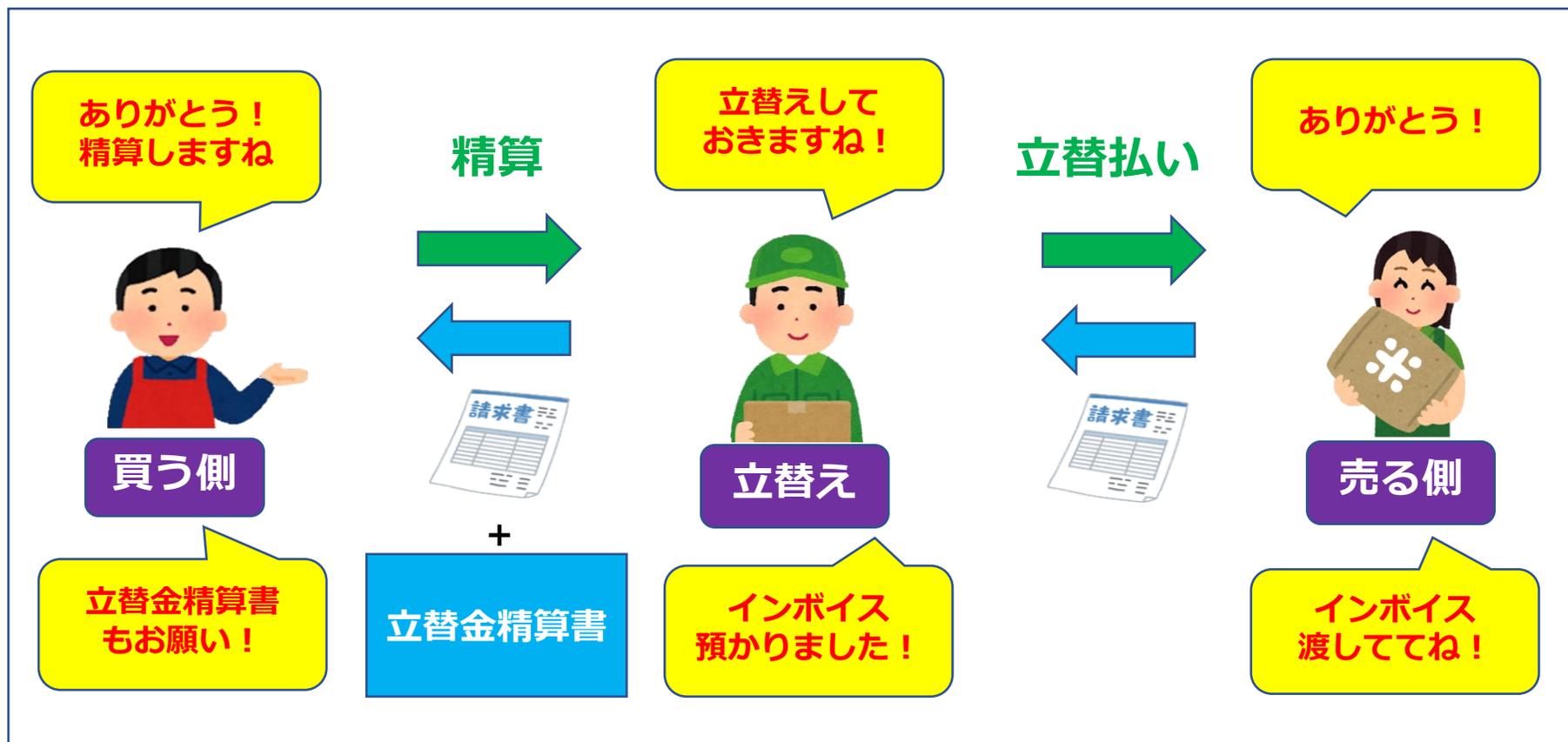
※個々の商品ごとに

端数処理をしないように注意！

※は軽減税率対象品目

## (2) 取引先等に経費を立替払いしてもらった場合の処理

立替払いをしてもらった時の流れは以下のとおりです。



具体的な「立替金精算書」は、次のページで例を紹介します。

## ■ 立替金明細書の例

2023年10月31日

### 立替金精算書

(株) B商店 御中

C社

請求金額 13,900円(税込)

日付	品目	金額(税込)
10月10日	お米	8,400円
	合計	13,900円

備考

支払先：A社 登録番号：T〇〇...

※インボイスのコピーを添付します

立替金精算書の例です。

「立替えをする事業者」は、インボイスと一緒に渡す必要があります。

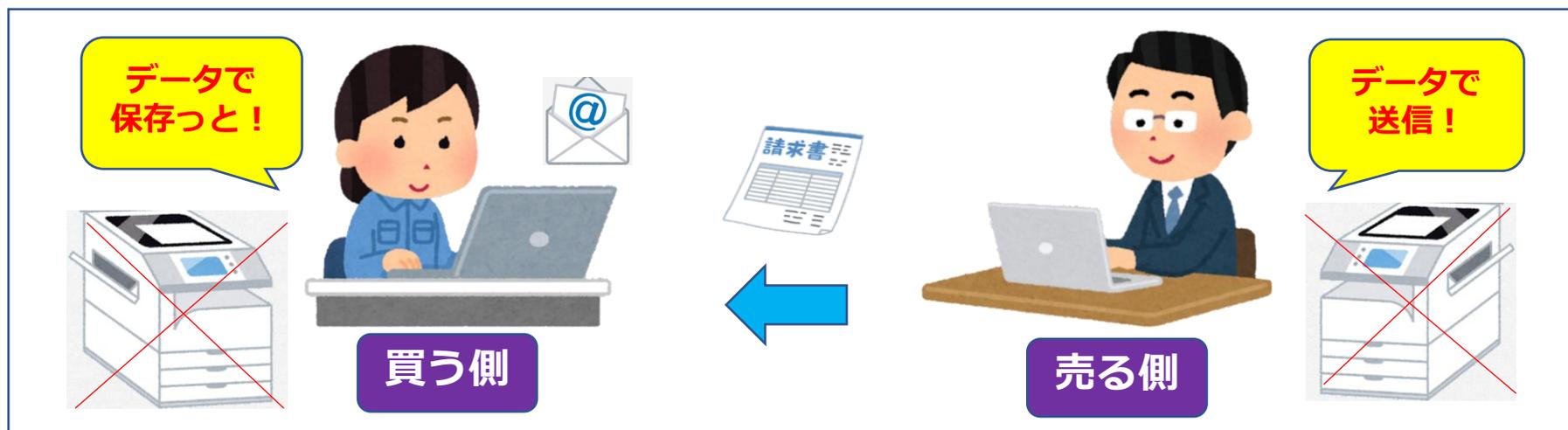
「買い手」は、立替事業者からインボイスと一緒に、立替金精算書を保存する必要があります。

また、立替払いの金額がP41～P42に該当するインボイスの交付や保存が免除される取引であれば、帳簿のみの保存で大丈夫です。

### (3) インボイス保存方法と電子帳簿保存法の関係について

2024年1月1日から、「**電子取引の取引情報**」や請求書や見積書、請求書などの「**帳簿書類等**」の「**電子ファイル**」は、原則、「**電子保存が義務化**」されます。

インボイス	売り手	買い手
書面の場合	書面の写しを保存 または 書面の写しを電子化して保存	書面の原本を保存 または 書面を電子化して保存
電子の場合	データで保存	データで保存



ただし、システム対応が間に合わないや金銭的な理由でシステム導入できないなどの相当の理由で間に合わなかった場合は「出力した書面での保存」が認められます。

※その際も、データは保存し、データを消去しないようにしましょう！

# 10. インボイス制度 基礎講座 インボイスの相談どこにする？

「基本的な記載方法」が理解できたところで、以下の留意点について説明します。

① インボイス発行できない事業者への対応

② 独占禁止法等により問題となる行為

③ インボイスの相談窓口紹介

税金増える  
どうしよう



どこか無料で  
相談できる  
窓口ないかな

## (1) インボイスを発行できない事業者への対応

取引先が建設業のひとり親方や、フリーランス等でインボイス登録をしていない事業者が大半である本則課税の事業者は、課税仕入が差し引けないため、納税額が想定以上に増加する可能性があるため注意が必要です。



**強制はできませんが、事前に10月までに、インボイス登録事業者になる提案をしたり、個別に契約内容について対話をするのが重要です。**

## (2) 独占禁止法上の問題となる行為

免税事業者は取引条件が不利になりやすいことがあります。不利益を被るような要請あった場合は「優先的地位の濫用」として、取引先は独占禁止法や下請法などに違反する可能性があります。

主に以下の問題となる行為があります。

### ①取引対価の引き下げ



インボイス  
登録してないの？



仕入税額控除  
できないから  
依頼料下げるね

取引対価の  
引き下げ  
横暴です！

#### ④商品・役務の成果物の受領拒否、返品

インボイス  
登録してないの？



それなら商品  
いらないわ  
返品よ！



受け取らないと  
アウト！

#### ③協賛金等の負担の要請

価格据え置きで  
いいから  
協賛頼んだよ！



少しでも  
負担  
させよう！



一方的に負担金を  
求めてはダメ！

#### ④商品等の購入や利用の強制

価格据え置きで  
いいから  
商品買って！



売上  
になるわ！



一方的に商品購入  
の強制はアウト

#### ⑤登録事業者となるような恣憑(しょうよう)等

早くインボイス  
登録してよ！



登録しないなら  
契約しないから  
ね！



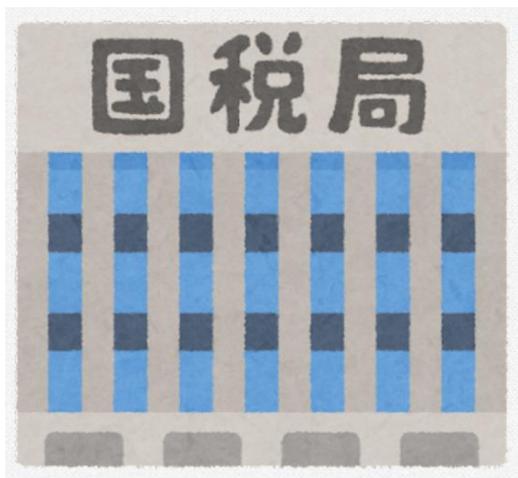
優先的地位の濫用  
完全アウト！

### (3) インボイスの窓口相談紹介

「インボイスって、なんとなく分かったけど、やっぱり直接相談したいなあ」

という方には、内容によって、おすすめの相談窓口がありますので紹介します。

#### ① 国税庁インボイスコールセンター([アクセスはこちら](#))



- インボイスの基本的な内容  
・ 例：登録方法・記載方法など

- 電話での無料相談。

**インボイスがそもそも何かわからない事業者向けやインボイスの担当者向けの相談窓口です。**

## ② 中小企業・小規模事業者 インボイス相談受付窓口([アクセスはこちら](#))

### ■ 税理士への無料相談

- ・ 事業者の税負担の計算やインボイス制度登録の要否など

### ■ 電話予約しアカウント登録後、オンラインで税理士による無料相談



**インボイスの基本がわかったことを前提に、具体的に税理士に、事業者個々の税負担の計算や、インボイス制度の登録が必要かなどの、実務的な診断と助言をもらうことができます。**

## ■手順①

サイトにアクセスし、最下段の「相談受付サイトはこちら」をクリックする。



中小企業・小規模事業者  
インボイス相談受付窓口

インボイス制度とは? | 各種窓口 | 電話窓口



免税事業者の皆様へ

### 中小企業・小規模事業者 インボイス相談受付窓口

インボイス制度の導入に関するご不安やお困りごとを解決するため、  
免税事業者の皆様からの相談内容に合わせて、  
各種相談先や税理士のオンライン相談をご案内いたします。



電話窓口

0570-028-045 (ナビダイヤル)      045-330-1365 (一般電話)

受付時間 9:00~17:00 (土日・祝日は除く)

本サイトをクリックの前に必ず電話窓口にご連絡ください。

[相談受付サイトはこちら](#)

クリック

## ■ 手順② 「事業者向け操作マニュアル」をクリックし、詳細を確認する。

The screenshot shows a web page titled "事業者ログイン" (Business Login). It has two main sections: "事業者アカウントをお持ちの方▼" (For those with a business account) with a "ログイン" (Login) button, and "事業者アカウントをお持ちでない方▼" (For those without a business account) with a "新規登録" (New Registration) button. Below the registration button, there is a red dashed box around the text "事業者向け操作マニュアル" (Business-oriented operation manual), with a yellow callout bubble pointing to it containing the text "クリック・保存" (Click and Save). At the bottom, there is a link for "改訂履歴" (Revision History) and a notice about the subsidy program.

事業者ログイン

事業者アカウントをお持ちの方▼

ログイン

事業者アカウントをお持ちでない方▼

新規登録

新規登録前にまずご一読願います。

**事業者向け操作マニュアル**

改訂履歴

中小企業庁の令和4年度補正予算「事業環境変化対応型支援事業費補助金（相談窓口設置運営事業）」で採択を受けたトランス・コスモス株式会社が運営をしています。  
会社概要：トランス・コスモス株式会社

### ③お近くの商工会・商工会議所の窓口([お近くの商工会一覧はこちら](#))

- 経営指導員への無料相談
  - ・ 基本的な内容から、事業者ごとの詳細について、支援してくれます。
- 経営指導員の対面による無料相談対応。



電話やオンラインでの相談ではなく、対面での相談を受けたい事業者は、支援機関であるお近くの商工会や商工会議所がおすすめです。専門の経営指導員が懇切丁寧に教えてくれます！

③インボイス相談窓口のおおまかなイメージ ※他にも支援機関はあります。



**アカウント登録やネット環境の必要はありますが、今一番つながりやすい相談窓口  
ですので、無料で税理士に相談したい事業者にかなりおすすめです！**

「インボイス制度 基礎講座」いかがだったでしょうか？

繰り返しになりますが、インボイスの導入については、税務的な観点だけでなく、  
経営的な観点も検討し、登録をするかを考えることが重要です。

あくまで、登録するかどうかは事業者の任意ですので、10月1日のスタートまでに、しっかり考え、判断をしてください！

この資料が、インボイスの理解に少しでも役に立ってくれると幸いです。

**Great Sebastian School**

